

国民健康保険税に関するお知らせ



問い合わせ 保険年金課(内線266)

令和7年度 国民健康保険税納税通知書を送付します

発送日 **7月10日(木)**

第1期分の
納期限 **7月31日(木)**

世帯課税限度額の引き上げ

法改正に対応し、国民健康保険税額を算出する際の世帯課税限度額が改正されました。

世帯課税 限度額	令和6年度 (改正前)	令和7年度 (改正後)
医療分	65万円	66万円
後期分	24万円	26万円
介護分	17万円	17万円
合計	106万円	109万円

低所得者軽減対象者の拡大

所得の合計が基準以下の世帯の均等割額について、軽減の基準額が次のとおり改正され、軽減対象が拡大しました。世帯に市民税の未申告者がいると軽減の判定がされません。

**5割
軽減**

43万円 + **30.5万円** × (被保険者等の数)
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

**2割
軽減**

43万円 + **56万円** × (被保険者等の数)
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

※5割軽減は29.5万円が
30.5万円、
2割軽減は54.5万円が
56万円に改正されました

国民健康保険税の軽減制度

申請によって国民健康保険税が軽減される制度があります。

◆非自発的失業者の軽減制度

倒産・解雇・雇止めなどにより離職し、失業給付を受けている方は所得割額が軽減されます。

対象：次の①と②を両方とも満たす方

- ①離職時年齢が65歳未満の方
- ②雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職コードが
[11、12、21、22、23、31、32、33、34]のいずれかである方



非自発的失業者の
軽減制度

◆産前産後期間の保険税軽減制度

出産する被保険者に係る保険税が軽減されます。

対象：次の①か②のいずれかに当てはまる方

- ①出産予定の方(出産予定日の6カ月前から申請可)
- ②妊娠85日(4カ月)以降に出産した方(死産・流産・人工妊娠中絶含む)



産前産後期間の
保険税軽減制度

申請方法や軽減内容など詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。